

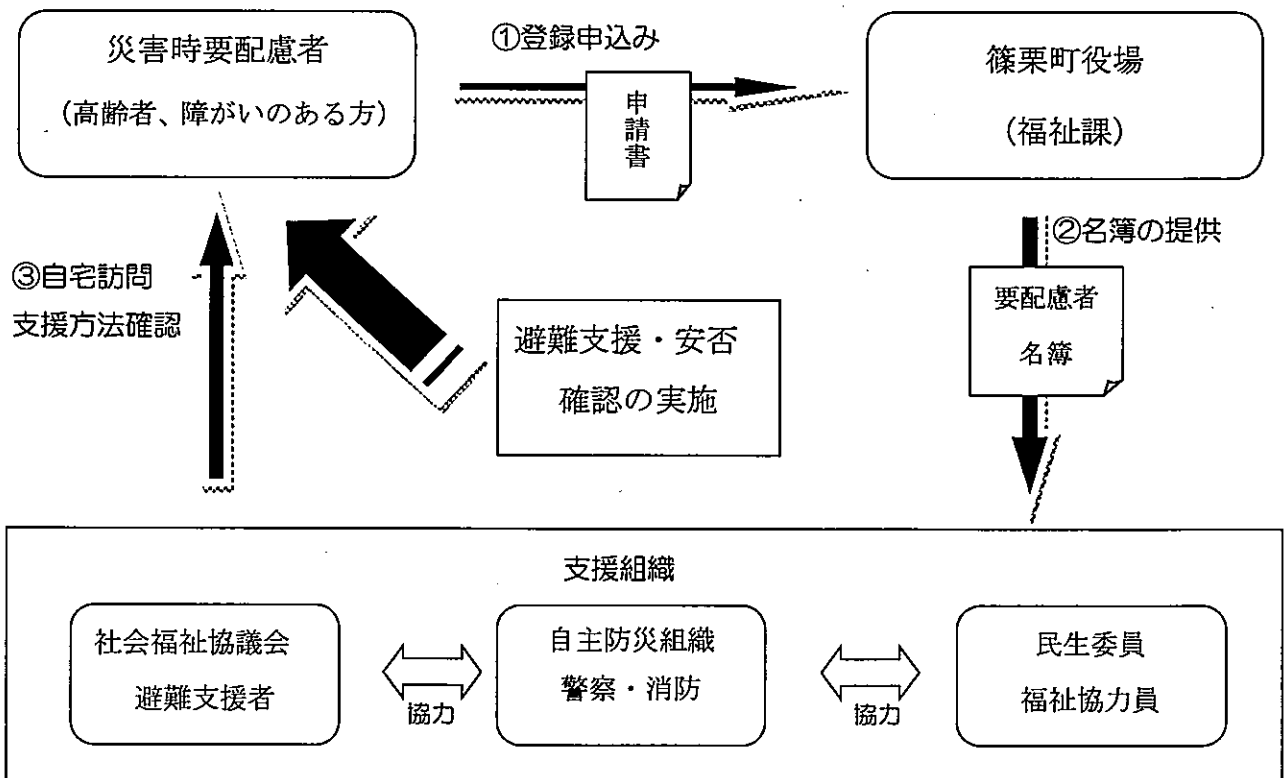
いざという時の避難支援に ー登録を受け付けていますー

災害時要配慮者避難支援制度のご案内

篠栗町では、地震や洪水などの災害時に、自力で避難することが困難なひとり暮らしの高齢者や障がいのある方等を、地域において共助による避難支援体制づくりを行う「災害時要配慮者避難支援制度」を進めています。

1 災害時要配慮者避難支援制度のしくみ

ひとり暮らしの高齢者や障がい者など、災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人に対して、ご近所の人をはじめ、地域の皆さんで支援する仕組みです。登録された要配慮者の情報を、自主防災組織、民生委員、福祉協力員などが共有することで、災害時の避難情報の伝達や避難誘導、安否確認などに役立っています。



2 災害時要配慮者避難支援制度の登録申込み

登録を希望される方は、「災害時要配慮者避難支援制度登録申請書」を裏面の申込先に提出して下さい（代理申請可）。

3 申込みできる方

避難支援の対象者となる要配慮者は、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する次のような人をいいます。(在宅者に限る)

なお、名前や本人の状況などの個人情報を支援組織へ提供することに同意していただく必要があります。

- ・介護保険要介護認定者 要介護3～5
- ・障がい者 視覚障がい1・2級 聴覚障がい1・2級
肢体不自由1・2級 療育手帳A
- ・一人暮らしの高齢者(65歳以上)かつ要支援1・2 要介護1・2
- ・その他民生委員・児童委員が避難支援が必要と認める者

4 申込みにあたってのお願い

災害時の状況によっては、支援者の方も被災者になりうることから、この制度に登録することで、災害時の支援を必ず保証されるものではないことを、ご理解ください。

また、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに町へ届け出てください。

なお、災害時の情報をいち早く取得するために、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」への登録をお願いします。

5 個人情報の取り扱い

登録していただいた個人情報については、支援組織内において適正に管理し、避難支援以外の目的に使用しません。

6 避難支援者の登録にご協力ください

避難支援者とは、災害時要配慮者を日頃から見守り、災害発生時に避難情報を伝えたり、一緒に避難するなどの支援を行う方をいいます。

要配慮者の登録の際には、避難支援者の選定も必要となりますので、お願いされた場合は、ぜひご協力をお願いします。

登録の申し込みはこちらまで

〒811-2492 篠栗町役場 福祉課高齢者支援係

糟屋郡篠栗町大字篠栗 4855 番地 5

電 話 092-947-1111

092-947-1347 (福祉課直通)

FAX 092-947-7977